

融資制度等のご案内!



市では、中小企業向けおよび勤労者向けの各種融資制度と補助金制度を設けています。
また、平成26年8月の豪雨による被災者への支援として、3年間の利子補給と保証料の全額補助を実施していますので、ぜひご利用ください。

問合せ先 商工課 ☎35-3144

		市内事業者のみなさまへ			勤労者のみなさまへ	
融資名	小口融資 (小規模企業融資 または特別小口融資)	経営安定特別 資金融資	創業支援資金融資	勤労者住宅資金融資	勤労者生活安定 資金融資	
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	自宅の新築、購入、増築、 改築・改良に必要な住宅資 金および自宅の住宅用地 取得資金	医療費、冠婚葬祭費、教育 費、通勤用自家用車購入 費、簡易な家屋補修費、育 児・介護休業中の生活資金 など	
貸付限度額	1,250万円	1,250万円	1,500万円 ※開業前に利用する場合 は、限度額が1,000万円 となる場合があります。	1,500万円	200万円	
貸付利率 (年利)	0.8% または1.1%	1.4% または1.7%	1.6% または1.9%	2.34%	2.38%	
利子補給	借入れの日から3年以内に支払った利子を全額補給				育児休業中の生活資金は 償還期間内(6年以内)の利 子を全額補給	
	※平成27年3月31日までに借入れた資金のみが対象となります					
保証料補給	市が一部補給 (保証料の2分の1以内) ※市が発行する平成26年 8月の豪雨による「り災 証明書」をお持ちの方が 当該豪雨による被害の 復旧資金として利用した 場合は全額補給	市が一部補給 (貸付額の1%以内) ※市が発行する平成26年 8月の豪雨による「り災 証明書」をお持ちの方が 当該豪雨による被害の 復旧資金として利用した 場合は全額補給	市が一部補給 (保証料の2分の1以内)	取扱金融機関が 全額負担	市が全額補給	
貸付期間	8年以内	8年以内 (据置期間6カ月以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	20年以内	5年以内 育児・介護休業中は6年以内 (据置期間1年以内)	

平成26年8月の豪雨災害による被害を受けられた方へ (市が発行する平成26年8月の豪雨による「り災証明書」をお持ちの方)

実施機関	日本政策金融公庫	住宅金融支援機構	市内の金融機関
制度名	経営環境変化対応資金利子補給金	災害復興住宅融資利子補給金	災害復旧支援融資利子補給金 および保証料補給金
主な内容	経営環境変化対応資金融資を利用して、平成26年8月の豪雨によって被害を受けた施設や設備の復旧などを行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子を補助金として交付します。	災害復興住宅融資を利用して、平成26年8月の豪雨によって被害を受けた住宅の復旧を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子を補助金として交付します。	平成26年8月の豪雨被災者に対する復旧支援として各金融機関が独自に実施する通常よりも低利な融資(市が補助対象として認めた融資)を利用して、当該豪雨によって被災した施設や設備、住宅の復旧などを行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子と保証料を補助金として交付します。 ※各金融機関によって実施期間が異なります。
補助対象経費	融資の実行を受けた日から3年以内に支払った利子に相当する額	融資の実行を受けた日から3年以内に支払った利子に相当する額	①融資の実行を受けた日から3年以内に支払った利子に相当する額 ②保証料が必要な場合は支払った保証料に相当する額
	※平成27年3月31日までに借入れた資金のみが対象となります		
補助対象額	補助対象経費の全額	補助対象経費の全額	補助対象経費の全額

その他にも、景気対策として県や日本政策金融公庫が実施する融資制度に対しても、昨年度と同様に3年間の利子補給を実施しています。ご利用対象者やお申込み方法など、詳しくは商工課までお問い合わせください。